

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 27 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	埜町個人情報保護法施行条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>個人情報の保護に関し、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び民間事業者等において異なる法律や条例が適用されておりましたが、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)の改正により個人情報の保護に関する規律が、個人情報保護法に統一され、同一の法の下で個人情報保護制度を運用していくこととなりました。地方公共団体は令和 5 年 4 月 1 日から個人情報保護法が適用となりますが、個人情報保護法では、法により許容される範囲で、必要な事項を条例に規定するものとされたことから、町は、法の施行に際し、必要となる事項を定める「埜町個人情報保護法施行条例」を新たに制定し、引き続き、個人情報保護制度を、適正に運用していくこととなります。</p> <p>なお、現行の「埜町個人情報保護条例」については廃止をするものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>(1) 実施機関の定義</p> <p>本条例において「実施機関」を、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、とするものです。</p> <p>(2) 開示請求等に係る手数料及び費用負担</p> <p>個人情報保護法では、開示請求等にかかる手数料は 300 円と規定されますが、本町では従前から手数料は無料であるため、引き続き手数料は無料と規定します。ただし、写しの交付等に係る実費(コピー代、送料等)は、従前どおりご負担いただくよう規則で規定します。</p> <p>(3) 実施機関の諮問先</p> <p>実施機関の諮問先を「埜町情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会」とすることを規定します。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日から、施行いたします。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 28 号
提出時期	令和 5 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例整備に関する条例について		
要 旨	<p>【提出理由】 個人情報保護に関する法律の改正に伴い、関係する条例について改正後の法律に対応した内容に改めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 条例中にある埴町個人情報保護条例及び埴町情報公開・個人情報保護審査会等の文言を、改正後の「個人情報保護に関する法律」、新規制定される「埴町個人情報保護法施行条例」及び「埴町議会の個人情報の保護に関する条例」に対応した文言に変更するものであります。</p> <p>【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日から、施行いたします。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・ 同意 ・報告	番号	第1号
提出時期	令和5年3月（ 定例会 ・臨時会）		
案件名	監査委員の選任について		
要 旨	<p>【提出理由】 代表監査委員 金澤忠良氏の任期が令和5年3月25日までとなっております。</p> <p>そのため同氏を再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、監査委員の選任の同意を得るものであります。</p> <p>【具体的な内容】 地方自治法第195条第2項の規定により、監査委員は2名置くこととされており、そのうち1名は同法第196条の中で、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する者とされております。</p> <p>提出理由にも記載したとおり、金澤代表監査委員の任期は令和5年3月25日までとなっておりますので、再任をいたしたく議会の同意を求めるものであります。</p> <p>なお、任期は1期4年であり、令和5年3月26日から令和9年3月25日までとなります。</p> <p>【その他】 今定例会にて同意を得られれば、令和5年3月26日付けにて任命する予定です。（任命式は3月27日予定）</p>		
担当課	総務課		